

日本画像学会誌投稿規程

平成 22 年 4 月 1 日制定

平成 31 年 4 月 1 日改訂

(総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本画像学会が発刊する日本画像学会誌の投稿に関する基本的な事項を定めたものであり、法令及び定款に定めるもののほかはこの基準による。

(投稿資格)

第 2 条 投稿原稿の著者（連名の場合はそのうち 1 人以上）は日本画像学会会員でなければならない。ただし、編集委員会が認める場合はその限りではない。

(投稿方法)

第 3 条 投稿方法は、学会で指定する投稿用 HP を通しての電子投稿を原則とし、その環境にない場合、紙出力物による投稿を認める。

(著作権)

第 4 条 本会誌に掲載された論文、ノート、速報、解説、総説、資料および会員欄等すべての記事の著作権は、日本画像学会著作権規程に従い、日本画像学会に帰属する。

- 2 ほかの著作物からの転載（複製）を行う場合には、著者および発行者の許可を求めなければならない。この場合の手続きに関しては、著者が責任を負うものとする。ただし、引用条件を満たす場合は、この限りではない。

(投稿原稿)

第 5 条 投稿原稿は、以下に記す論文、ノート、速報、総説、解説、資料および会員欄とし、本「投稿規程」および「執筆要項」に従って執筆する。原稿は原則として日本文または英文で執筆する。ただし、編集委員会が認める場合はその限りでない。

(論文、ノート、速報)

第 6 条 以下に記す論文、ノート、速報の 3 種類の報告（報文）の内容は、すでに専門学会誌に発表されたものであってはならない。投稿に際しては論文、ノート、速報の種類を明記する。

- (1) 論文：イメージング分野における画像情報の取得／記録・保存／再生／プリント／表示／処理等に関する基礎と応用、技術開発等の独創的研究で、新しい知見や価値ある結論を含み、論文としての一貫した体裁を整えた研究報告、もしくは自著の複数の結論に立脚し、総合して新しい結論を導入した研究報告。
- (2) ノート：基礎研究、応用研究、技術開発などの分野における新しい知見を含む結果、有意義なデータ、あるいは新しい研究・実験手法の開発等、掲載する価値のある内容を含みそれらを簡潔にまとめた報文。
- (3) 速報：独創性が高く、重要な技術開発、発見、結論等が得られ、速やかな発表が必要と考えられる報文。速やかな掲載のための処置が考慮される。投稿に当っては、速報を希望する理由文を添付する。

- 2 論文、ノート、速報は、本文と、英文および日本文の要旨からなり、記述は簡明なものとして冗長は避ける。論文の長さは刷上り 10 頁以内とする。論文はなるべく次のような形式に沿って書くことが望ましい。

序論（はじめに）、理論、実験、結果、考察、結論（まとめ）

- 3 ノートは刷上り 2 頁以内とし、速報は刷上り 4 頁以内とする。ノートおよび速報の形式は、必ずしも論文の形式にこだわらなくてよい。また、すべての投稿文中の（図写真を含む）表内の文字および図表の説明はすべて英語、英文で書く。英文および日本文の要旨は本文において著者が強調したい要点を含め、目的、方法および結果を要約する。英文要旨には末尾に内容に関連する

Keywords を 5 種類程度記載する。

- 4 ノートおよび速報は後日、新しい内容を加え、体裁を整えて論文として投稿することができる。

(解説)

第 7 条 特定の主題について、専門分野外の読者を対象として執筆された原稿を解説とする。

- 2 執筆法については報文に準ずるが、形式等は第 6 条の規定にこだわらない。読者に理解しやすい内容と表現になるよう配慮すること。

(総説)

第 8 条 特定の主題について、著者自身の研究成果のみならず国内外の学術雑誌ないし特定の文献に発表された研究成果もふまえて、その内容を全般にわたり広い視野から総合的に執筆された原稿を総説とする。

- 2 執筆法については報文に準ずるが、形式等は第 6 条の規定にこだわらない。

(資料)

第 9 条 本学会が対象とする画像情報技術分野およびその関連分野において、一般的技術や装置の紹介、海外情報報告、経済情勢の分析等、学会員の利便のための内容をもつ記事を資料とする。

- 2 執筆法については総説に準ずる。

(会員欄)

第 10 条 会員の意見・提案・感想などを自由に投稿できる。刷上り 1 頁以内とする。

- 2 執筆形式・方法は自由でもよい。

(特集記事)

第 11 条 本会誌に掲載される **Imaging Today** などの特集記事は、総説、解説、資料などの内容で編集委員会が企画、編集するものであり、原則として編集委員会からの依頼執筆とする。

- 2 執筆法についてはそれぞれ上記各項に準ずる。

(原稿の提出、受理)

第 12 条 原稿の提出は、電子投稿システムの手順に従って行い、投稿受付した日付を受理日とする。紙出力による投稿の場合、本学会事務局内編集委員長宛とし、それが到着した日付を受理日とする。また、紙出力物による投稿では、原稿のすべてについてコピー一部を添付する。投稿原稿は原則として返却しない。ただし、あらかじめ申し出があった場合にはその限りではない。

(原稿の審査、再提出)

第 13 条 投稿原稿の採否は、編集委員会が審査の上決定する。また編集委員会は、著者に内容の修正を求めることがある。

- 2 原稿の修正に関しては、加除訂正を求められた個所以外は、原則として編集委員会の承諾なしに変更してはならない。
- 3 内容修正を求められた原稿は、修正の上、新たな原稿として速やかに提出する。6 ヶ月を経た後に再提出された原稿は原則として新規投稿として扱う。
- 4 研究速報の審査は短期間で終了し、速やかに掲載する。
- 5 審査意見などについての異議申し立ては編集委員長宛に行う。

(著者校正)

第 14 条 本会誌に掲載を可とされた原稿は、印刷時に著者校正を一回行う。校正刷りは受取後 2 日以内に校正して返送しなければならない。期限に遅れた場合は編集委員の校正をもって校了とすること

がある。

(掲載料と論文別刷)

第 15 条 論文掲載料は 1 頁 5000 円とする。著者のうち希望者は別刷を購入できるものとし、50 部を単位として別に定める料金で購入するものとする。カラー印刷代金は 1 頁 3 万円とし、編集委員会が必要と認めるものに限り無料とする。

(改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、全て理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、一般社団法人に登録した日から施行する。

改訂履歴

平成 23 年 12 月 25 日	一部改訂
平成 26 年 4 月 1 日	掲載料と論文別刷の価格の改定
平成 31 年 4 月 1 日	掲載料の改定